

丹波市まなびの里づくり協議会に関する傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、丹波市まなびの里づくり協議会に関する運営要綱第3条の規定に基づき、丹波市まなびの里づくり協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、開催会場の都合により分けることが困難な場合は、この限りでない。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、丹波市まなびの里づくり協議会に関する協議会傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。ただし、報道関係者及び会議を傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

（報道関係者に係る手続）

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて委員長が定める人数とする。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- （4）前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- （1）静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- （3）会場においては、携帯電話は電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。

